

第3章 全体構想

1. 都市づくりの理念	15
2. 目指すべき都市像	15
3. 将来フレーム	
(1) 人口と世帯	17
(2) 就業人口	18
4. 都市づくりの基本的な方針	
(1) 都市的な機能が集約・充実した都市づくり	19
(2) 人も企業も集まる魅力的な都市づくり	26
(3) 水と緑豊かな景観に配慮した、地球に優しい都市づくり	28
(4) 誰もが安全に安心して暮らせる都市づくり	33
(5) 市民の知恵と力を活かした市民協働の都市づくり	36
(6) 都市環境と自然環境が調和した都市づくり	38

第3章 全体構想

1. 都市づくりの理念

これからの中長期的な都市づくりにおいては、少子化に伴う人口減少や増加する高齢者に配慮した都市づくりが求められています。また、地球温暖化問題への対応として低炭素化の実現に向けた都市づくりや東日本大震災の被害状況から明らかになつたように災害に強い都市づくりをあわせて進めていかなければなりません。

このため、本市のこれからの中長期的な都市づくりは、社会経済状況の変化に的確に対応しながら、自然環境との調和のもと、市民が安全・安心に、かつ快適に、そして便利に暮らせるよう進めていくことを基本理念とします。

2. 目指すべき都市像

目指すべき将来の都市像は、ひたちなか市第2次総合計画の基本構想で謳われている

「豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる 世界とふれあう自立協働都市」とします。

この目指すべき都市像を実現するために、前述の都市づくりの理念と構想のもと、次の6つの都市整備の目標を設定します。

(1) 「都市的な機能が集約・充実した都市づくり」

良好な居住環境の形成、日常生活や産業活動の利便性の向上に必要な都市基盤の整備を推進し、都市的機能が集約・充実した、便利で快適に暮らせる都市づくりを目指します。

(2) 「人も企業も集まる魅力的な都市づくり」

地域の特性を活かし、新産業の誘導や既存産業の技術力を活用した基幹産業の維持・発展、また、身近な商店街の賑わいや活力の創出などにより、人も企業も集まる魅力的な都市づくりを目指します。

(3) 「水と緑豊かな景観に配慮した、地球に優しい都市づくり」

市街地における緑豊かな良好な都市景観の形成、また斜面緑地や海岸線、河川といった自然環境の保全・利活用により、景観に配慮し、そして地球に優しい水と緑豊かな都市づくりを目指します。

(4) 「誰もが安全に安心して暮らせる都市づくり」

都市基盤の整備をはじめ、平時より地域と一体となった防災対策や危機管理により災害に対する体制を強化し、誰もが安全に安心して暮らせる都市づくりを目指します。

(5) 「市民の知恵と力を活かした市民協働の都市づくり」

「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に則り、市民やコミュニティ組織等が主体的にまちづくりに参画し、市民と市が適切に役割を分担して互いの力を発揮する市民協働の都市づくりを目指します。

(6) 「都市環境と自然環境が調和した都市づくり」

地域の特性や広域的な位置づけなどに配慮したうえで、計画的に都市環境と自然環境が調和した都市づくりを目指します。



上空から見た市内

3. 将来フレーム

(1) 人口と世帯

全国的に少子高齢化が進展し、平成17年にわが国の総人口が長期の減少過程に転じたといわれる中において、本市は他の市町村に比べて総人口に占める若い世代の割合が多く、また、今後のひたちなか地区開発による就業人口の増加も見込まれることから、本市の総人口は平成27年までは緩やかに増加していき、その後は緩やかに減少していくものと見込まれます。

このため、目標年次である平成32年度における本市の人口を157,200人と想定します。年齢階層別では、年少人口は20,800人（13.2%）、生産年齢人口は96,100人（61.1%）、高齢人口は40,400人（25.7%）になると想定します。

世帯数については、核家族化により増加すると見込まれますが、世帯当たりの平均人員は減少すると見込んでいます。

年次 区分		平成22年 (基準年次)	平成27年 (中間年次)	平成32年 (目標年次)
総 人 口		156,900人	158,000人	157,200人
年 齢 階 層 別	0～14歳 (年少人口)	24,200人 (15.4%)	22,700人 (14.4%)	20,800人 (13.2%)
	15～64歳 (生産年齢人口)	100,600人 (64.1%)	98,200人 (62.1%)	96,100人 (61.1%)
	65歳以上 (高齢人口)	32,100人 (20.5%)	37,100人 (23.5%)	40,400人 (25.7%)
世 帯 数		60,900世帯	64,600世帯	67,300世帯
世帯当たり平均人員		2.57人／世帯	2.44人／世帯	2.33人／世帯

（常住人口調査に基づく推計値）

(2) 就業人口

本市の就業人口は、ひたちなか地区への商業・業務施設や工場の立地などにより、増加する要素はあるものの、少子高齢化の影響により、目標年次である平成32年度には69,700人になるものと想定します。

産業別の割合では、サービス業の増加により第3次産業の就業人口の割合が74.5%となる一方、農業や水産業を中心とする第1次産業は1.3%，製造業を中心とする第2次産業は24.2%に減少していくことが予想されます。

区分		年次	平成22年 (基準年次)	平成27年 (中間年次)	平成32年 (目標年次)
就業人口		73,800人	72,800人	69,700人	
産業別人口	第1次産業	1,800人 (2.4%)	1,300人 (1.8%)	900人 (1.3%)	
	第2次産業	22,200人 (30.1%)	19,800人 (27.2%)	16,900人 (24.2%)	
	第3次産業	49,800人 (67.5%)	51,700人 (71.0%)	51,900人 (74.5%)	

(国勢調査及び常住人口調査に基づく推計値)

4. 都市づくりの基本的な方針

将来の都市像を実現するため、6つの都市整備の目標に基づいた都市づくりの基本方向を示します。

(1) 都市的な機能が集約・充実した都市づくり

良好な居住環境の形成、日常生活や産業活動の利便性の向上に必要な都市基盤の整備を推進し、都市的機能が集約・充実した、便利で快適に暮らせる都市づくりを目指します。

1) 都市核・拠点地区の整備

市域全般の都市基盤整備は勿論のこと中心市街地をはじめ那珂湊、佐和、ひたちなか地区といった拠点地区の整備を推進して、集約的な都市構造を構築していく必要があります。

そのためには、それぞれの地区の地域特性に適合する諸機能を誘導し魅力ある拠点地区の形成を図るとともに、拠点地区を都市施設等により連携させ、都市全体としての魅力を高めていく必要があります。

<施策の基本の方針>

① 中心市街地

- 勝田駅東口については、都市機能の向上と交通結節点の機能充実を図るため、*市街地再開発事業により、駅前広場等の公共施設を整備します。また、勝田駅周辺の交通の利便性の向上を図るため、市営駐車場及び市営駐輪場の維持管理に努めます。
- 勝田駅周辺の道路については、高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるように *「ひたちなか市交通バリアフリー基本構想」に基づき、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置及び音声ガイダンスの導入等を行い、バリアフリー化の整備を推進します。
- 勝田駅西口交通広場については、利用者の安全性と利便性を高めるために、*交通ターミナル機能の充実を図ります。
- 武田土地区画整理事業については、公共性の高い事業を優先して進めていくとともに、事業の見直しに向けた調査に着手します。
- *地区計画が決定されている石川・青葉地区、武田地区及び勝田駅西口地区については、地区計画制度の運用により良好な居住環境の形成を図ります。
- 市民の憩いの場として、県が行う中丸川の改修事業にあわせて、水と緑をテーマとする親水性中央公園の整備を進めます。
- 介護、福祉などの機能を有する施設の誘致と *「健康いきいきロード」の整備

市街地再開発事業
市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築敷地の整備や公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業。

ひたちなか市交通バリアフリー基本構想
利用者の多いJR勝田駅と佐和駅の周辺地区を重点的に、誰もが安全・安心・快適に移動できるまちづくりを推進するための施設整備の方向性を示したもの。

交通ターミナル
複数の鉄道路線が接続したり、また、鉄道とバス交通が接続する交通の拠点となる場所のこと。

地区計画
地区の特性に応じたきめ細かい環境整備を行うため、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザインなどについて、地域住民の合意のもとに定めるもの。

健康いきいきロード
誰もが安心して円滑に移動できる歩道と健康増進機能を兼ね備えた歩道の通称名。

チャレンジショップ
新たに商売を始めようとする人が、本格的な出店に先立ち、実践により経営ノウハウを学ぶための仮店舗。

ひたちなか地区留保地利用計画

ひたちなか地区内にある留保地（国有財産中央審議会において、米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針により、当分の間利用を留保された国有地）の取扱いが、「原則留保、例外公用・公共的利用」から「原則利用、計画的有効利用」に國の方針が変更になったことを契機に、今後のひたちなか地区的土地利用の方向性を示した計画。

により、本市の中核病院である日立製作所ひたちなか総合病院を核としたまちづくりを進めます。

●商店街については、商店街の再生、活性化を図り魅力ある商店街づくりを推進するため、空き店舗を活用した *チャレンジショップ事業を推進し、新規創業者の支援と商店街への多様な業種・業態の導入を図り、また、特色あるイベントの開催を支援し、商店街の集客能力の強化に努めます。

② 那珂湊地区

●生活道路や公園の整備を推進し良好な居住環境の形成を図るとともに、国道245号の4車線化及び湊大橋の架け替え、県道水戸那珂湊線の整備など、本地区の重要な都市基盤となる幹線道路の整備を促進します。また、県道那珂湊大洗線（和田町常陸海浜公園線の船窪土地区画整理事業区域の区間）については、整備に着手できるよう、船窪土地区画整理事業の見直しを行います。

●景気低迷や地価下落により資金収支の見通しが成り立たない状況となっていることから、船窪土地区画整理事業の事業計画の見直しを行います。

●ひたちなか海浜鉄道湊線については、利便性や安全性向上のための環境整備を促進するとともに、観光事業者などと連携して観光客の誘致を図って、鉄道の利用促進に努めます。

●那珂湊漁港区画内の旧茨城県漁業協同組合食品工場跡地については、水産物量販店周辺の交通混雑に対応した駐車場などの利活用に努めます。

③ 佐和駅周辺地区

●佐和駅中央土地区画整理事業については早期完了に努め、佐和駅東土地区画整理事業については公共性の高い事業を優先して進めていくとともに、事業の見直しに向けた調査に着手します。

●地区計画が決定されている高野小貫山地区及び佐和駅東地区については、地区計画制度の運用により良好な居住環境の形成を図ります。

●佐和駅東口の交通広場については、佐和停車場高野線、勝田佐野線及び高場高野線の整備とあわせ、佐和駅東土地区画整理事業により整備に努めます。

●佐和駅利用者の利便性を確保するため、佐和駅東側改札口の開設促進に努めます。

●佐和駅周辺の道路については、高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるように「ひたちなか市交通バリアフリー基本構想」に基づき、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い、バリアフリー化の整備を推進します。

④ ひたちなか地区

●ひたちなか地区的国有地、県有地については、国、県との連携のもと *「ひた

ちなか地区留保地利用計画」に基づき、商業・業務系や産業系機能等の誘導に努め、土地利用を促進します。

●常陸那珂工業団地及びその周辺地域については、ひたちなか市 *産業集積促進奨励金等の優遇措置制度を活用して、高度技術産業や港湾を利用する企業の誘導を促進します。

●地区計画が決定されているひたちなか地区東部地区及び西部地区については、地区計画制度の運用により、ひたちなか地区にふさわしい良好な環境の形成を図ります。

●ひたちなか地区については、土地利用の進捗等を踏まえ、適宜、用途地域や地区計画の変更等を行います。

●茨城港常陸那珂港区については、*中核国際港湾として北関東地域の物流拠点の形成を図るため、中央埠頭地区、中央波除堤及び東防波堤の整備を促進するとともに、新たな国内外の定期航路の開設を促進します。また、*臨港地区への企業誘致を促進するなど、港湾振興を図ります。

●茨城港常陸那珂港区については、港湾建設の進捗にあわせて、適宜、*線引きの見直しと用途地域や臨港地区の指定拡大を行います。

●観光客や茨城港常陸那珂港区の取扱貨物量の増加を図るため、北関東自動車道の利用を促進させるとともに、県道常陸那珂港山方線の整備を促進します。

●国営ひたち海浜公園については、多様化するレクリエーション需要に対応するため、「公園整備プログラム」による整備を促進します。

●ひたちなか地区に隣接する馬渡東部地区や長砂地区については、ひたちなか地区的土地利用の状況や、人口及び産業の動向等を見極めながら、ひたちなか地区と一体となったまちづくりが図られるよう、計画的な都市的土地区画整理事業を検討します。

産業集積促進奨励金
市内の優れた産業基盤を有効に活用し、次代を担う産業が集積する拠点を形成することにより、本市における産業活動の活性化に資することを目的として制定された、ひたちなか市産業集積促進条例に基づいて交付される奨励金。

中核国際港湾

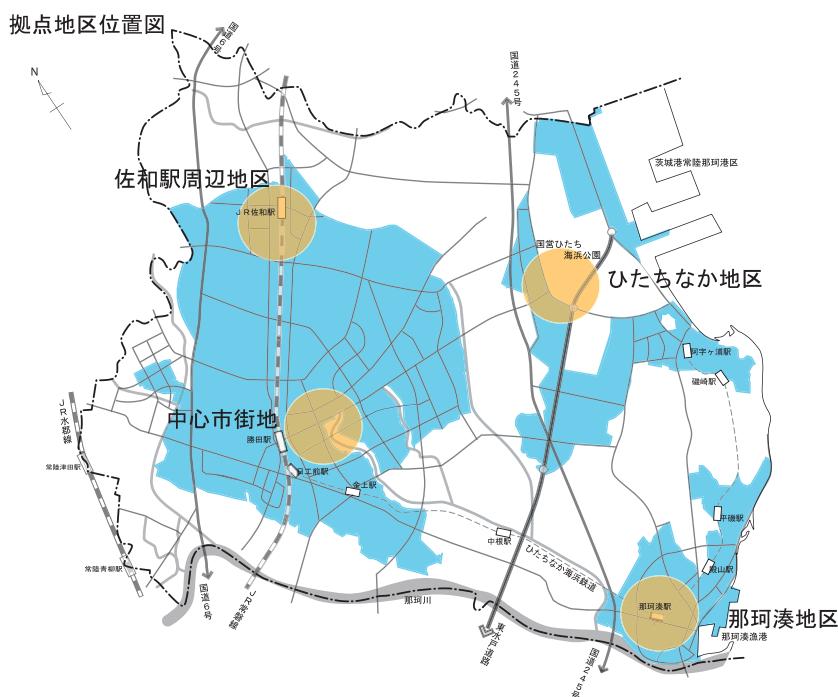
中枢国際港湾の機能を補完するとともに、地域のコンテナ輸送に対応した国際海上コンテナターミナルを有する港湾のこと。この名称は、旧運輸省（現国土交通省）が平成7年に策定した港湾政策「大交流時代を支える港湾」において明記された通称であり、中核国際港湾に位置づけられている港湾は、茨城港の他、苫小牧港、仙台塩釜港、新潟港、清水港、広島港、志布志港、那覇港がある。

臨港地区

港湾を管理運営するために定める地区で、港湾施設の区域や港湾を管理運営するうえで必要な施設が立地する地区及び将来これらの施設のために供せられる地区が定められる。

線引き

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。



地域高規格道路

高規格幹線道路（全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路）網と一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する規格の高い道路で、2車線以上の自動車専用道路若しくはこれと同等の高い規格を有する60km/h以上の高速サービスを提供できる道路。

都市計画道路整備プログラム

都市計画決定後、未着手となっている都市計画道路について、現在の社会経済情勢を踏まえた都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、今後の整備の方向性を示すとともに、計画的に整備を進めるための計画。

ひたちなか市公共サイン整備指針

観光客や市民等、市内を移動する全ての人が円滑に移動できるように規格や色彩、文字等のデザインの統一を図り、判り易い案内板や誘導標識を設置するための指針。

2) 交通体系の確立

本市は、茨城港常陸那珂港区の定期航路の開設や北関東自動車道の全線開通に相まって、北関東地域の中核都市として発展が期待されることから、今後とも市民生活や産業活動をさらに発展させていく必要があります。

そのためには、将来にわたりそれらを支えていく陸上交通網の整備、海上における新たな定期航路の開設を図るとともに、茨城空港とのネットワークによる総合的な交通体系を確立していく必要があります。

また、市街地内の交通渋滞の解消を図ることで滞留時間が短縮し、二酸化炭素の排出を抑制できることからも、幹線道路の整備を進める必要があります。

<施策の基本の方針>

●高速道路については、広域的な交通ネットワーク網の確立を図るため、東関東自動車道水戸線の早期延伸を促進します。

●国・県道については、広域的な交通ネットワーク網の確立を図り円滑な交通を確保するため、以下の路線の整備促進に努めます。

国道245号………4車線化と湊大橋の架け替え

常陸那珂港山方線…*地域高規格道路としての整備

那珂湊那珂線………4車線化

水戸勝田那珂湊線…完成断面での整備

水戸那珂湊線………那珂湊駅～田中後交差点の整備、平磯～阿字ヶ浦区間の整備促進

那珂湊大洗線………船窪土地区画整理事業地内の整備

●市の骨格を形成する都市計画道路については、以下の路線を中心として整備に努めます。

昭和通り線………勝田駅東口駅前広場の整備、東中根高場線から国道245号までの完成断面での整備、旧国道245号交差点改良

東中根高場線………県道昇格の要望、那珂川架橋及び未完成区間の整備促進

西中根田彦線………J R常磐線横断架橋の整備

上記以外の都市計画道路……道路整備の推進

●佐和駅東口の交通広場については、佐和停車場高野線、勝田佐野線及び高場高野線の整備とあわせ、佐和駅東土地区画整理事業により整備に努めます。

●総合的かつ計画的な都市計画道路の整備を図るため、*「都市計画道路整備プログラム」を策定します。

●公共・公益施設等への案内標識については、*「ひたちなか市公共サイン整備指針」に基づき、市民や来訪者に分かりやすい統一規格による標識の設置、更新に努めます。

●勝田駅や佐和駅周辺の地区については、誰もが安全かつ円滑に移動できるよう

に歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い、バリアフリー化された、人に優しい道づくりに努めます。

●公共交通については、高齢者等の交通弱者の利便性の向上を図るため、*コミュニティバスを運行します。

●ひたちなか海浜鉄道湊線については、利便性や安全性向上のための環境整備を促進するとともに、観光事業者などと連携して観光客の誘致を図って、鉄道の利用促進に努めます。

コミュニティバス
主に市町村が主体的に
加わり既存のバス事業
者だけではカバーしき
れないきめ細かな路線
を設定し、利用者のニ
ーズ、利便性を考慮した
システムの乗合バス。

3) 市街地の整備

市街地においては、快適で利便性が高く、市民が暮らしやすいまちをつくっていくことが必要です。

のことから、土地区画整理事業による面整備をはじめ道路や公園、下水道等の都市基盤の整備と、また勝田駅東口地区においては、都市機能及び交通結節点の機能充実を図るために、市街地再開発事業を進めています。

これらの事業を計画的かつ効率的に進めていくとともに、土地区画整理事業については現計画の見直しを図りながら、良好な市街地の形成に努めています。

組合施行
土地区画整理事業の事
業主体（施行者）のひ
とつで、宅地の所有者
または借地権者が7人
以上共同して行う事業
で、土地区画整理組合
が設立されると、施行
地区内の宅地の所有者
と借地権者はすべてそ
の組合の組合員になる。

<施策の基本の方針>

① 市街地再開発事業・土地区画整理事業

●土地区画整理事業の施行中（9地区）の地区のうち、市施行地区については、東部第1地区及び佐和駅中央地区の早期完了に努めます。武田地区、東部第2地区、佐和駅東地区及び阿字ヶ浦地区については、都市計画道路等の整備など、公共性の高い事業を優先して整備を進めるほか、事業の見直しに向けた調査に着手します。船窪地区については、地権者などとの協議調整を図りながら現計画の見直しを行います。また、*組合施行地区については、西古内地区の早期完了に努めます。六ツ野地区については、都市計画道路等の整備など、公共性の高い事業を優先して整備に努めるとともに、地権者などとの協議調整を図りながら現計画の見直しを行います。

●土地区画整理事業の事業計画の見直しに伴い、既に都市計画決定されている土地区画整理事業区域や用途地域、都市計画道路等の都市計画の変更が生じる場合には、適宜、変更を行います。

●都市計画決定された土地区画整理事業未着手の地区については、都市基盤の整備状況等を調査検討した上で見直しを行います。また、見直しにあわせ地区計画を導入します。

●土地区画整理事業において都市基盤の整備が整った保留地については、処分に

水のマスターplan
浸水被害の早期解消を図るため、費用対効果を踏まえた緊急的な施策を提案するとともに、市の発展動向を踏まえた全体的な雨水排水計画を定め、併せて、市民の理解と協力を得ながら、流出抑制対策といった流量の分担を含めた総合的な施策。

雨水幹線

公共下水道の一部で、市街地内の雨水を速やかに排水するための専用下水道。

努めて土地利用の促進を図ります。

●勝田駅東口地区については、駅前広場等の公共・公益施設の改善と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業の早期完了に努めます。

② 市街地空間の整備

●勝田駅東口については、都市機能及び交通結節点の機能充実を図るため、市街地再開発事業により、駅前広場を整備します。

●佐和駅東口の交通広場については、佐和停車場高野線、勝田佐野線及び高場高野線の整備とあわせ、佐和駅東土地区画整理事業により整備に努めます。

●自動車交通との分離により歩行者や自転車利用者の安全を確保するとともに、低炭素化のまちづくりを進めていくためにも、自転車歩行者道の整備を推進します。

●高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い、バリアフリー化された、人に優しい道づくりに努めます。

●市民の安らぎや潤い、レクリエーションの場となる公園や緑地の整備を推進します。

4) 上水道、下水道、排水路の整備

上水道は、市民生活に必要不可欠なライフラインであり、安全な水道水の安定した供給が求められます。

下水道は、河川や海などの公共用水域の水質を保全するうえで生活排水や汚水を衛生的に処理する必要不可欠な都市施設であることから、積極的に整備していく必要があります。

雨水については、近年発生しているゲリラ豪雨などの大雨による浸水被害を防止する必要があります。そのため、治水政策大綱に基づく「**水のマスターplan**」に基づき、***雨水幹線の整備**を推進して、適切に雨水を処理していく必要があります。

これらの中心に位置づけられる公共下水道事業については、今後とも他事業と総合的に調整を図りながら整備を推進し、快適で安全な市民生活を持続させることができます。

<施策の基本的方針>

① 上水道

●安全な水道水を安定して供給するため、ひたちなか市水道事業基本計画に基づ

き、上水道施設の計画的な整備と適正な維持管理に努めます。

●水道水の安定的かつ広域的な水源確保のため、那珂川からの表流水や深井戸からの地下水及び^{*}県中央広域水道用水供給事業からの受水による3水源の有効活用を図ります。

② 下水道

●生活環境の改善と河川や海などの公共用水域の水質の保全を図るため、下水道整備計画に基づき、市街化区域の公共下水道を計画的に整備します。

●特定環境保全公共下水道については、市街化区域の公共下水道の整備と整合を図りながら整備に努めるとともに、市街化調整区域の宅地化の著しい一団のまとまりのある住宅団地等については、下水道の整備について検討します。

●*那珂久慈流域下水道事業については、県及び関係市町村と連携のもと、那珂久慈浄化センターの増設工事や幹線管きょの整備を促進します。

●*常陸那珂公共下水道については、港湾建設の進捗にあわせ、港湾地区内の管きょ整備を行うとともに、施設の維持管理を促進します。

●既存の農業集落排水については、施設の維持管理に努めます。

●生活排水による河川や海などの^{*}公共用水域の汚濁を防ぎ水質の保全を図るために、下水道の整備を推進するとともに、公共下水道区域外や^{*}農業集落排水事業区域外のほかに、土地区画整理事業区域のうち下水道整備までに期間を要する地区及び農業集落排水事業区域の一部についても、^{*}合併処理浄化槽等の設置にかかる補助を行い、合併処理浄化槽等の普及・促進を図ります。

③ 排水路

●大雨による浸水箇所や排水滞留区域を解消するため、「水のマスターplan」に基づき、河川改修や都市排水施設整備、さらには民間開発と整合のとれた総合的かつ計画的な排水路の整備を推進します。

●雨水を適切に排除し、安全・安心のまちづくりを推進するため、雨水幹線の効率的・効果的な整備を推進します。特に、都市型水害が発生している高場・大島流域については、雨水幹線緊急整備事業を推進し、浸水被害の解消に努めます。

●市道の雨水を適切に処理するため、側溝の整備を推進します。

●河川や調整池、雨水幹線等の雨水排水施設の負荷軽減を図るため、学校や公園における^{*}雨水浸透貯留施設の整備に努めます。

●雨水排水施設の負荷軽減を図るとともに、敷地内における雨水の一時的な貯留や浸透性を確保するため、民間事業者等と協調のもと雨水貯留・浸透施設技術指針等に基づき、浸透枠や透水性舗装等の設置を推進します。

県中央広域水道用水供給事業

県中央部に位置する市町村を対象に、長期的展望のもと安定した水需要に対応するため、茨城県が行う水道用水供給事業。

那珂久慈流域下水道事業

水戸市、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町の各一部、那珂市、東海村、大洗町及びひたちなか・東海広域事務組合の6市2町1村1組合を計画区域とし、那珂川及び久慈川の水質汚濁防止と生活環境の整備を目的とする事業。

常陸那珂公共下水道
ひたちなか地区の開発と一体的に整備を行う下水道事業。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域等公共の用に供される水域と、これに接続するかんがい用水路など公共の用に供される水路のこと。

農業集落排水

農業振興地域内の農村集落において、し尿、生活雑排水等の汚水処理施設などを整備することによって、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全を行う事業。

*合併処理浄化槽～雨水浸透貯留施設の説明は、次頁以降に記載しています。

産業活性化コーディネーター

市内中小企業の課題解決や産学官連携などを支援するため、企業訪問をしながら指導・助言を行うとともに、関係機関や企業間の仲立ちを行う者。

県央広域工業用水道事業

ひたちなか地区開発をはじめとする工業開発の進展に伴う水需要に対応するため、県央地域7市町村に工業用水を安定的に供給する事業。

合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂などの生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。

雨水浸透貯留施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設。

(2) 人も企業も集まる魅力的な都市づくり

地域の特性を活かし、新産業の誘導や既存産業の技術力を活用した基幹産業の維持・発展、また、身近な商店街の賑わいや活力の創出などにより、人も企業も集まる魅力的な都市づくりを目指します。

1) 工業基盤の整備

工業においては、勝田駅西口周辺地区に大規模な工場用地が存在するほか、勝田地区の第一及び第二工業団地、また、常陸那珂工業団地、那珂湊地区の山崎及び第二期山崎工業団地等においては、今後も地域の基幹産業の振興を図るため、工業地としての土地利用を図っていきます。

<施策の基本的方針>

- 地域産業の活性化と雇用の場を確保するため、ひたちなか市産業集積促進奨励金等の優遇措置制度を活用して、常陸那珂工業団地及びその周辺地域への企業誘致を促進します。
- 茨城港常陸那珂港区については、交通ネットワークの利便性の高い地域特性を活かして、港区内の工業用地及び港湾関連用地への企業誘致を促進します。
- 産業・経済活動の振興に寄与し、円滑な物流活動を確保するため、東中根高架線や常陸那珂港山方線の整備を促進し、骨格となる道路網の確立に努めます。
- *産業活性化コーディネーターと連携して、地域企業の経営や技術面における相談、指導や販路確保などにより中小企業の支援に努めます。また、ひたちなか商工会議所や株式会社ひたちなかテクノセンターと連携し、各種施策の展開により産業の活性化を図ります。
- 公害発生の恐れのある事業所については、公害防止のため公害防止協定等の制度を活用します。また、事業者の協力のもと、敷地内緑化を促進します。
- 常陸那珂工業団地等の工業用水の需要に対応するため、*県央広域工業用水道事業を促進します。

2) 商業基盤の整備

商業については、中心市街地、那珂湊地区及び佐和地区に商店街が形成されています。しかし、それぞれの商店街においては、郊外への居住や大規模商業店舗の立地などにより、空洞化が見受けられます。各商店街においては、日常生活用品の物販機能はもとより、賑わいや交流拠点とした役割を担うことから、商店街再生のための支援が求められています。

＜施策の基本の方針＞

- 商店街等については、ひたちなか商工会議所をはじめとする関係機関と連携のもと諸施策を展開して活性化を図ります。
- 中心市街地については、勝田駅東口地区で施行中である市街地再開発事業により交通結節点の機能を充実し、また、駅前広場等を整備して交流や賑わいの創出に努めるとともに、商店街等の利便性を確保するため、市営駐車場の維持管理に努めます。
- ひたちなか地区においては、「ひたちなか地区留保地利用計画」により、都市ゾーンに位置づけられている区域について、商業・業務機能等の誘導を図ります。
- ひたちなか商工会議所と連携し、「まつり」や「イベント」の拡充を促進して、市民が交流し楽しむ機会を創造するとともに、それらを市街地で開催することにより、商店街の集客能力の強化に努めます。

廻船

自船が所属する港以外の港出入りして水揚げをする船のこと。

国営那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸の水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村を対象に農業用水を供給することを目的として、ダム、揚水機場、幹線水路などの整備を行う国営事業。

人工漁礁

魚類の繁殖と生活のために人為的に海中など水中に設置される人工物。

3) 農業・水産業基盤の整備

農業については、那珂川や中小河川周辺の水田地帯や台地部の畠地において、農業系の土地利用が図られており、良好な生産機能の役割を担っています。今後も、優良農地として効率的な土地利用、環境の保全を図る必要があります。

また、水産業については、水産加工団地や那珂湊漁港水産関連団地において、水産業関連用地としての土地利用が図られています。しかし、近年、漁獲高が落ち込みを見せていることから、那珂湊漁港においては、*廻船の誘致を図るための基盤整備に努めるとともに、つくり育てる漁業等の振興を図る必要があります。

＜施策の基本の方針＞

- 市街化調整区域の優良農地については保全に努め、効率的かつ生産性の高い土地利用を促進します。
- 農業用水の確保と優良農地の保全を図るため、*国営那珂川沿岸農業水利事業を促進します。
- 農業集落排水事業などを計画的に推進し、地域住民の生活環境の向上を図ります。
- 漁港整備計画に基づき、那珂湊漁港の整備を促進します。また、ふれあい釣り公園等については、親水空間として観光との連携のもと利活用を促進します。
- 沿岸資源の増大を図るため、*人工漁礁の設置やアワビ等の増殖場の造成を促進します。
- 河川や海岸などの公共用水域の水質の悪化を防止するため、下水道などの整備を推進し、農業・水産業の基本となる自然環境の保全に努めます。

風致地区

都市の風致（都市において自然的な要素に富んだ土地における良好的な自然的景観）を維持するために定める地区。

緑地保全地域

都市計画区域内の緑地で「無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの」または「地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの」のいずれかに該当する相当規模の土地の区域について定められる地域。

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制し、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

緑の基本計画

都市緑地法に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称名で、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために策定する計画。

*環境美化里親制度～緑の保存地区の説明は、次頁以降に記載しています。

（3）水と緑豊かな景観に配慮した、地球に優しい都市づくり

市街地における緑豊かな良好な都市景観の形成、また斜面緑地や海岸線、河川といった自然環境の保全・利活用により、景観に配慮し、そして地球に優しい水と緑豊かな都市づくりを目指します。

1) 公園・緑地の整備

公園や緑地は、市民の憩いや安らぎ、ふれあいといった場であるとともに、防災の機能や良好な都市景観を形成する一翼を担っています。また公園や緑地内の樹木は、二酸化炭素を吸収することから地球温暖化対策の有効な手段であり、緑化を推進することは、低炭素化の都市づくりを行っていくうえで非常に重要です。

このことから、今後とも公園や緑地の整備を推進するとともにその維持管理に努め、また、公共・公益施設の敷地の緑化を推進するとともに、生垣設置の助成などにより住宅地の緑化を促進し、都市の緑の総量を増やしていく必要があります。更に、市域に残っている貴重な緑地については、*風致地区や*緑地保全地域などの指定を行って、*地域制緑地として保全していく必要があります。

<施策の基本的方針>

① 緑化推進体制

- 公園の整備や緑地を保全するなど、緑化を総合的に推進するため、*緑の基本計画を策定します。
- 緑のまちづくり基金の拡充に努め、緑化施策を継続的に推進します。
- コミュニティ活動などを通して市民の緑化意識の高揚を図り、市民の緑化運動や緑の維持管理活動を推進します。また、*環境美化里親制度等の緑化推進制度により地域の緑化を図ります。
- 市街地の緑化を推進するため、幹線道路は街路樹に適した樹木を植栽します。また、歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路などについては、植樹帯・植樹枠の設置を推進します。
- *記念樹を配布するほか、生垣の設置を奨励し助成します。また、地区計画、*建築協定等の活用により緑化の促進に努めます。
- 市域に残る良好な平地林や斜面緑地等については、*「地域制緑地保全計画」に基づいて風致地区や*緑の保存地区に指定し、市民の協力のもと地域制緑地として保全に努めます。
- 保存が必要な名木、古木などの貴重な樹木を保存樹木に指定するとともに、樹木医の活用等により保全に努めます。
- 地域制緑地や保存樹木については、良好な状態を維持するため、所有者に助成金を交付します。
- 市民からの寄附樹木を市民や公共・公益施設で再利用する緑のリサイクル事業

を推進し、樹木の有効利用を図ります。

- 学校、公民館などの公共・公益施設は、地球温暖化の防止策のひとつとなる*緑のカーテン事業に取り組むとともに、敷地内に樹木や花を植栽して緑化に努めます。

② 都市公園

- 身近な公園である*住区基幹公園については、計画的に整備を推進します。なお、整備にあたっては、地域住民の意向を整備計画に反映し、地域の特性や周辺環境に配慮した公園整備に努めます。

- 市民の憩いの場として、県が行う中丸川の改修事業にあわせて、水と緑をテーマとする親水性中央公園の整備を進めます。

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動の核となる総合運動公園については、施設の維持管理に努めます。また、全国規模の大会やプロ競技大会の開催を促進します。

- 国営ひたち海浜公園については、多様化するレクリエーション需要に対応するため、「公園整備プログラム」による整備を促進します。

- 既設公園については、地域住民の参加や自治組織の協力のもと適切な維持管理に努めます。

- 北根墓園については、墓地需要等を勘案しながら整備について検討します。

緑のカーテン
主にアサガオやゴーヤーといった、つる性の植物を建築物の外側に生育させて、建築物の温度上昇の抑制を図る省エネルギー手法のひとつで、環境技術としては壁面緑化にあたる。

住区基幹公園
主として近隣の地域住民の利用を目的とした公園で、街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

ひたちなか市都市景観ガイドライン
本市のさらなる良好な景観の形成を図るために、市民、事業者及び行政が一体となって積極的に活動していくことを目的とするとともに、景観施策の指針となるもの。

環境美化里親制度
市民が無償で市道等の里親になって、愛着を持ちながら清掃、緑化、除草等を行うとともに、道路や標識類の破損箇所がある場合は市への連絡を行う制度。

記念樹
市域の緑化、緑の愛護思想の高揚を図るため、結婚、誕生、新築を記念して配布する苗木のこと。

2) 都市景観・アメニティ・都市環境の整備

本市の都市景観については、整然と整備された市街地の街並みをはじめ、豊かな緑に包まれた台地、岩礁や砂浜からなる変化に富んだ海岸線、那珂川と沿岸の豊穣な田園地帯、中小河川が形成する谷津、これらが一体となって良好な景観を形成しています。

都市化が進む本市では、建物の色彩などの統一感がない雑然とした街並みが広がるおそれがあることから、良好な景観を保持・創造するための取組みを進めていくことが課題となっています。

このため、良好な都市景観を形成していくために策定した*「ひたちなか市都市景観ガイドライン」を活用し、市民、事業者と協働して良好な景観づくりに取り組んでいきます。

<施策の基本的方針>

① 都市景観

- 勝田駅東口については、市街地再開発事業による交通結節点の機能充実を図る

茨城県景観形成条例
 県土の景観形成について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、地域の特性を生かした景観形成のための施策を総合的、計画的に推進し、潤いとやすらぎを享受できる魅力的な県土の創出に資することを目的とした条例。

茨城県屋外広告物条例
 屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とした条例。

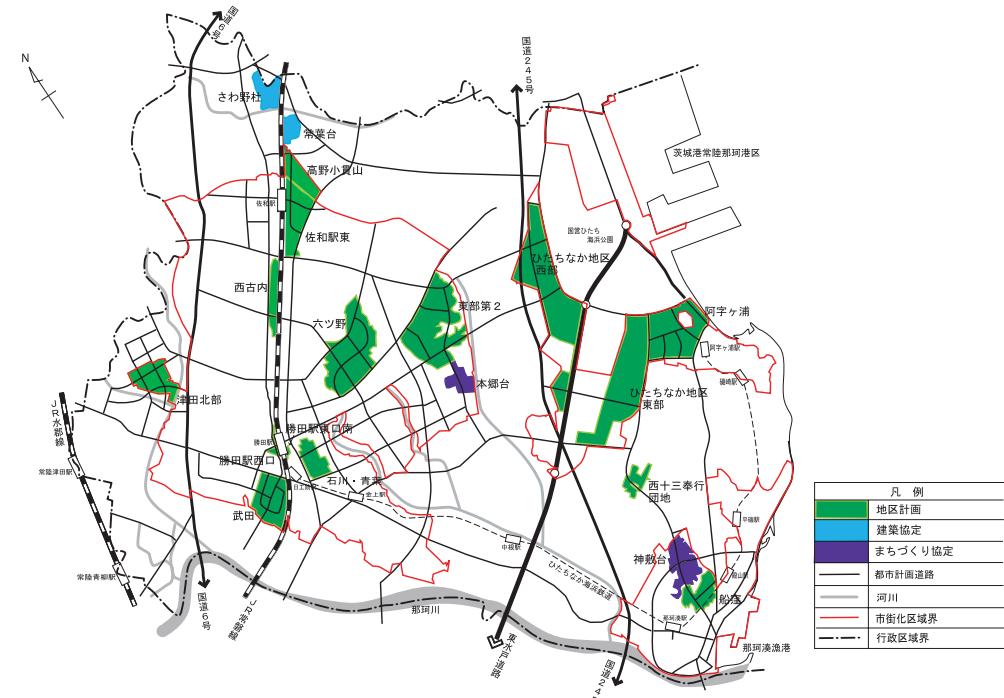
建築協定
 住宅地などの環境の維持増進を図るため、土地所有者などの全員の同意により、一定の区域を定めて、建築物の敷地、位置、構造、用途などに関する基準を定めた協定。建築協定は、特定行政庁（建築基準法に規定される建築主事を置く地方公共団体、及びその長のこと。建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令等の建築行政全般を司る行政機関。）の認可が必要になる。

地域制緑地保全計画
 良好的な自然環境を保全し、次代へ引き継ぐことを目的として、市域内の保全する緑地の位置や優先順位を明確にし、年次計画を定めた計画。

とともに、建物等の色彩や形状に配慮して良好な都市景観の形成を図ります。

- *「茨城県景観形成条例」の適正な運用や「ひたちなか市都市景観ガイドライン」の活用を図りながら、地区ごとにその地区の特性に応じた良好な景観形成に努めます。
- 市街地については、地区計画や建築協定などにより、地区の特性を生かした個性あるまちづくりを進め、良好な都市景観の創出に努めます。
- 常陸那珂工業団地をはじめ工業地として土地利用が図られる敷地の緑化を促進します。
- 大規模建築物については、地区の特性や景観に配慮した設計となるよう指導に努めます。
- 屋外広告物については、*「茨城県屋外広告物条例」及び「ひたちなか市茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則」に基づき指導を行うとともに、違反広告物については、除去指導に努めます。
- 公共・公益施設等への誘導案内板については、「ひたちなか市公共サイン整備指針」に基づき、デザイン等の統一を図って設置、更新します。

地区計画等の位置図



② 都市緑化

- 快適な居住空間の創出を図るため、記念樹の配布や生垣の設置を奨励して助成することにより、住宅地の緑化を促進します。
- 公共・公益施設については、地球温暖化の防止対策となる緑のカーテンの設置や敷地への樹木の植栽等により、環境に配慮した緑化を推進します。
- 歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路については、地域住民の協力を得ながら、四季折々の変化が楽しめる樹木や花を植栽して緑化に努めます。
- 親水性中央公園については、水とふれあう親水空間として、県が行う中丸川の改修事業にあわせて整備を進めます。

一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、国土交通大臣が指定した河川。

多目的遊水地事業

河川の氾濫抑制施策として防災調整池等をつくり、合わせて公園、緑地、スポーツ施設等を整備して多目的な利用を図る事業。

③ 自然景観

- 県立大洗自然公園区域、釜上自然環境保全地域及び多良崎城跡緑地環境保全地域は、貴重な自然景観を有する地域として保全します。
- 市域に残る良好な平地林や斜面緑地等は、風致地区や緑の保存地区に指定して、地域制緑地として保全に努めます。
- 歴史的資源、史跡及び名勝地の保全に努め、観光施策においてこれらの資源の利活用を図ります。
- 市域の美観風致を維持するため、保存が必要な名木、古木などを保存樹木に指定します。

準用河川

一級、二級河川以外の河川で、各市町村長が指定・管理を行う河川。

緑の保存地区

地域の良好な環境を形成している樹林地又は水辺地等で、市民の保健休養又は都市景観上保全することが必要と認められる区域について、ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例に基づいて指定した地区。

3) 河川・海岸の整備

河川については、洪水や台風による高潮、津波などに対応するため、堤防や護岸の改修など、河川環境の整備に努める必要があります。

また、河川や海岸は市民の憩う親水性空間であることから、安全性を確保しながら自然景観や生態系に配慮して整備し、親水性の利用に供することができるような整備に努める必要があります。

<施策の基本の方針>

① 河 川

- 国直轄の *一級河川那珂川については、三反田地区から下流部の築堤整備事業の早期着手に向け、国に要望します。
- 県管理の一級河川中丸川については、*多目的遊水地事業を含めた河川改修を促進します。また、市が改修を進めている大川については、高場雨水幹線整備事業の進捗にあわせて整備を推進します。
- 市管理の *準用河川鳴戸川については、河川環境の整備に努めます。また、下

水辺の楽校（がっこう）
河川の整備事業のひとつで、水辺が子供たちの遊び場、自然体験の場として利用できるよう整備し、NPOやボランティア団体などの地域の人々が協力しながら、子供たちの水辺の遊びを支える仕組みをつくることを目的とする事業。

普通河川

一級、二級、準用河川以外の河川で、河川法の適用・準用を受けず、市町村長が条例を定めて管理する河川。

江川の「水辺の楽校」については、市民が水に触れ、親しむことができる親水空間として適切な維持管理に努めます。

- *普通河川本郷川の下流については、下流部の中丸川改修事業の進捗にあわせ早期事業着手を県に要望します。
- 下水道の整備等により河川の水質の保全を図り、市民の親水空間として河川環境の保全に努めます。

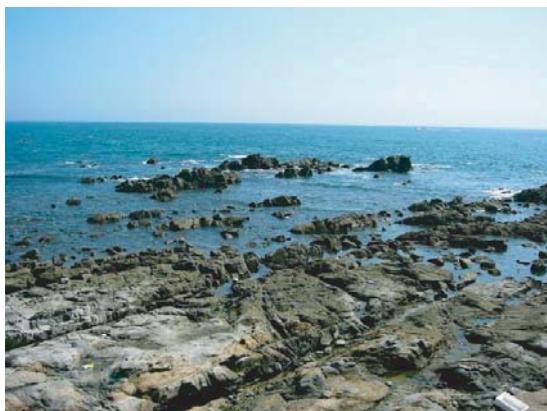
② 海 岸

- 岩礁や砂浜からなる変化に富んだ海岸の保全を図るため、国や県と連携し海岸環境の保全や水産資源の保護に努めます。
- 海岸及び浜辺については、海水浴や潮干狩りなど、海と親しむレクリエーション拠点としての利活用を図ります。

良好な自然景観



良好な自然景観



(4) 誰もが安全に安心して暮らせる都市づくり

東日本大震災により地震と津波により甚大な被害を受け、本市の市民生活や経済活動は、多大な損失を被りました。震災直後から現在に至るまで復旧・復興に努めており、現在「ひたちなか市復興計画」の策定を進めているところです。今後、この計画の内容と整合を図った各施策を行うとともに、都市基盤の整備をはじめ、平時より地域と一体となった防災対策や災害に対する危機管理体制を強化し、誰もが安全に安心して暮らせる都市づくりを目指します。

1) 災害の防止

災害から市民の生命・財産を守ることは、行政に課せられた重要な使命であることから、市民が安全に安心して生活を送るために、災害を未然に防ぐことが重要です。

そのためには、いつ起こるかもしれない地震や水害、火災等の災害に備えた基盤整備が必要になります。

＜施策の基本的方針＞

- 小中学校等の教育施設や公民館、コミュニティセンター等については、適切な耐震化対策を講じます。
- 安全で安心な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設の改修及び更新を図ります。
- 急傾斜地などの安全確保については、崩壊危険箇所の点検を実施するとともに、崩落防止工事を促進します。また、湊公園崖地については、改修事業を推進します。
- *防火地域及び準防火地域については、土地利用の状況を勘案し、必要に応じて指定を行い、市街地における火災の延焼の排除に努めます。
- 地区計画、建築協定などの制度を活用して、建物の延焼を防ぐために建築物の*壁面後退の実施や地震による塀の倒壊を防ぐために生垣設置の奨励に努めます。
- 地震による津波への対策として、沿岸住民の危機管理意識の向上を図り、津波発生時の被害を最小限にとめるため、*津波ハザードマップを必要に応じて見直しを行い、広く周知します。
- 災害時の消防水利を確保するための消火栓や耐震性防火水槽等の整備を推進します。
- 市民の防災意識の高揚を図るため総合防災マップを作成し、洪水や津波などの防災に関する知識の普及と災害対応についての啓発活動を実施します。

防火地域・準防火地域
市街地における火災の危険を防除するために定める地域。

壁面後退
建築物の位置を整える環境の向上を図るために、必要がある場合に建築基準法の規定により指定する。壁面線が指定されると、これを越えて建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀は建築することが出来なくなる。その他、地区計画等により定められる場合もある。

津波ハザードマップ
津波による浸水被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

MCA無線機

業務無線のひとつで、簡易無線のような狭い範囲の無線ではなく、かなり広い範囲で相互に交信ができるデジタル無線機。

ひたちなか市地域防災計画

風水害等対策計画編、地震災害対策計画編、津波災害対策計画編、原子力災害対策計画編で構成される地域防災に関する計画。

全国瞬時警報システム（J—ALERT）

大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村防災行政無線を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達するシステム。

2) 災害対応体制

災害等が発生した場合、迅速な対応が求められるため、防災行政無線や戸別受信機、*MCA無線機の維持管理や防災資機材の整備をはじめ、消防救急体制の充実や防災訓練の実施等、常日頃から災害発生時に備えておく必要があります。

また、自主防災組織の育成・充実や民間事業者との連携により、災害対応体制の強化を図る必要があります。

<施策の基本的方針>

- 災害から市民の生命及び財産を守るために、「ひたちなか市地域防災計画」を必要に応じて見直し、あらゆる災害に即応できる総合的な防災体制の確立に努めます。
- 災害の発生や警告を瞬時に伝えるため、*全国瞬時警報システム（J—ALERT）の適正な運用を図ります。
- 防災体制の強化を図るため、自主防災組織の育成に努めます。また、市民参加による防災訓練を実施します。
- 広域的な相互応援体制を確立するため、近隣市町村、県、国及び災害時相互応援協定都市などとの連携強化に努めます。
- 大規模災害に対応した水利確保のため、耐震性防火水槽の計画的な整備に努めます。

3) 都市型水害対策

近年、ゲリラ豪雨が頻発するようになり、本市の市街地においても都市型水害が発生していることから、引き続き、市街地における排水施設や中小河川の改修、那珂川の築堤などの治水施設の整備が必要です。

<施策の基本的方針>

- 大雨による浸水箇所や排水滞留区域を解消するため、「水のマスタープラン」に基づき、河川改修や排水施設の整備、さらには民間開発と整合のとれた総合的かつ計画的な排水路の整備を推進します。
- 都市型水害が発生している高場・大島流域については、雨水幹線緊急整備事業を推進し、浸水被害の解消に努めます。
- 河川や調整池、雨水幹線等の雨水排水施設の負荷軽減を図るため、学校や公園における雨水浸透貯留施設の整備に努めます。
- 雨水排水施設の負荷軽減を図るとともに、敷地内における雨水の一時的な貯留や浸透性を確保するため、民間事業者等と協調のもと雨水貯留・浸透施設技術指

針等に基づき、浸透枠や透水性舗装等の設置を推進します。

●台風などによる大規模な水害を防止するため、那珂川については、三反田地区から下流部の築堤整備事業の早期着手に向け、国に要望します。

●県が管理する中丸川については改修を促進し、市が改修を進めている大川については、高場雨水幹線整備事業の進捗にあわせて整備を推進します。また、市が管理する河川については、適切な維持管理を行い浸水被害の解消に努めます。

●洪水ハザードマップについては必要に応じて見直しを行い、洪水発生時の避難誘導に活用するとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、防災に関する知識の普及と災害対応についての啓発活動を実施します。

東日本大震災時の
給水活動



防災訓練



パブリック・コメント制度

基本的な施策等の策定にあたり、施策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民等から提出された意見が施策に反映できるかどうかを検討して、その結果と市の考え方を公表する制度。

都市計画の提案制度

住民等の自主的なまちづくりの推進や民間等による都市再生の推進を図るため、土地所有者、まちづくりNPO等あるいは民間事業者等が、都市計画法に規定される一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができる制度。

ひたちなか市地区計画等の案の作成手続きに関する条例
地区計画等の案の内容となるべき事項の提示、意見の提出及び申出の方法等について定めた条例。

市政懇談会

住みよい豊かなまちづくり、地域づくりを目指して市民と行政が共通の思考態度を形成し、市民が主体的に市政へ参加する意識を啓発するとともに市民の意向を市政に反映して、市民とともにある市政の運営を図るために実施されている懇談会。

*市政モニター制度の説明は、次頁以降に記載しています。

(5) 市民の知恵と力を活かした市民協働の都市づくり

「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に則り、市民やコミュニティ組織等が主体的にまちづくりに参画し、市民と市が適切に役割を分担して互いの力を發揮する市民協働の都市づくりを目指します。

1) 情報発信・広聴体制

本市のまちづくりは、総合計画を最上位計画として各分野の計画が策定されています。都市計画分野の計画はもとより、各計画の策定にあたっては市民のニーズを把握して的確に計画に位置付ける必要があります。

このためには、行政情報を市民に発信し情報を共有するとともに、市民等の意見や提案を受け入れる広聴体制の充実を図り、より多くの市民が参画できる体制が必要です。

<施策の基本の方針>

- 市民との協働によるまちづくりを推進するためには情報を共有することが肝要であることから、市ホームページや市報等により市民に対し広く情報を発信します。
- *パブリック・コメント制度を活用して、計画決定手続き段階から市民の意見を聴取し、計画への反映を検討します。
- *都市計画の提案制度や*「ひたちなか市地区計画等の案の作成手続きに関する条例」などの周知を図ります。
- 都市計画決定にあっては、市民への説明会の開催や縦覧の実施、公聴会の開催等により、市民の意見聴取を行います。
- まちづくりに対する市民の意向を的確に把握して市政に反映させるため、*市政懇談会の開催や*市政モニター制度の運用、また、市民提案BOXによる提案制度等により市民ニーズの把握に努めます。

2) 諸施策等への参加

近年、福祉、環境、文化などの様々な分野において、自治会やコミュニティ組織、NPO等のボランティア活動が積極的に行われています。まちづくりを推進するためには市民やコミュニティ組織などの参加が必要不可欠です。

市民やコミュニティ組織の参画によるまちづくりを実現するためには、行政と市民等が情報を共有して、市民や事業者、コミュニティ組織等と行政が協働でまちづくりを実践していく仕組みづくりが必要です。

<施策の基本的方針>

- 「まちづくり市民会議」を市民との協働で運営することにより、市民と市が問題意識を共有し、地域課題の解決を図る「自立と協働のまちづくり」を推進します。
- まちづくりの主体的な役割を担う自治会やコミュニティ組織、N P O 法人等の運営支援に努めます。
- 市民のまちづくり活動への参画を促進するため、市民活動サポートバンクを運営するとともに、市民のまちづくり活動の拠点となる *「ひたちなか・ま ふれ愛ひろば」を運営します。
- コミュニティ活動の拠点となる公民館、コミュニティセンター等については、地域による自主的な管理運営を検討します。

ひたちなか・ま ふれ
愛ひろば
市 民 活 動 団 体 や
NPO、ボランティア
などで活動している人、
またはこれから活動す
る人たちのための拠点
施設。

市政モニター制度
市民の声を積極的に行
政に反映させ、市と市
民の相互理解と親密化
を図り、市民とともに
ある市政を進展させる
ために設置された制度。

説明会



市政懇談会



高度利用地区
用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。

地域地区
用途地域や防火地域、準防火地域、風致地区など、都市計画区域内の土地利用の規制・誘導を図っていくために定める地区。

建ぺい率
敷地面積に対する建築面積の割合。

容積率
敷地面積に対する延床面積の割合。

(6) 都市環境と自然環境が調和した都市づくり

地域のバランスや広域的な位置づけなどに配慮したうえで、計画的に都市環境と自然環境が調和した都市づくりを目指します。

1) 線引き・用途・地域地区

本市は、水戸・勝田都市計画区域の一部として本市の全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域は4,134ha(市域の41.7%)、市街化調整区域は5,773ha(市域の58.3%)となっています。用途地域は、良好な市街地環境の形成を図るため、市街化区域全域に指定しています。その他、地域や市街地の特性等を踏まえ、防火地域・準防火地域、*高度利用地区等の都市計画が定められています。

線引きについては、社会情勢や人口予測等を踏まえ、適正規模の市街地形成がもとめられることから、市街化区域のうち開発が見込めない地区的市街化調整区域への編入、また、市街化調整区域のうち都市的土地利用が望ましい地区的市街化区域への編入について検討します。

用途地域については、土地利用の目的に応じた用途地域の変更、また、その他各種の*地域地区等については、地域や市街地の特性を見極めながら、計画的な指定や見直しを検討します。

<施策の基本の方針>

① 市街化区域・市街化調整区域

●市街化区域及び市街化調整区域については、将来の人口や産業、また、ひたちなか地区の土地利用の動向を見極めながら、適正規模の市街化区域を設定するために定期的に線引きの見直しを行います。

●茨城港常陸那珂港区については、合理的かつ計画的な土地利用による適切な建築物の集積を促進するため、港湾建設の進捗にあわせて、適宜、市街化区域に編入します。

●ひたちなか地区に隣接する馬渡東部地区や長砂地区については、ひたちなか地区の土地利用の状況や、人口及び産業の動向等を見極めながら、ひたちなか地区と一体となったまちづくりが図られるよう、計画的な都市的土地利用への転換を検討します。

② 用途地域

●用途地域については、地域の特性や土地利用の状況に応じ、建築物の用途、*建ぺい率、*容積率、高さの規制を行い、適正な都市機能と良好な都市環境を有する健全な市街地の形成に努めます。

●ひたちなか地区については、土地利用の進捗等を踏まえ、適宜、用途地域の変更を行います。

- 茨城港常陸那珂港区など、新たに市街化区域に編入する地域については、土地利用を考慮して適正な用途地域を指定します。

③ その他の地域地区等

- 防火地域及び準防火地域については、土地利用の状況を勘案し、必要に応じて指定を行い、市街地における火災の延焼の排除に努めます。
- 自然環境、防災及び都市景観の面において貴重な緑地等については、風致地区等に指定し、地域制緑地として保全を図ります。
- 新たに市街化区域に編入した茨城港常陸那珂港区の区域については、臨港地区の指定を行います。また、ひたちなか地区やその他の拠点地区等を中心として、その地区の目指す土地利用に即した地域地区の指定を検討します。
- 地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画の指定を検討するとともに、地区計画が指定されている地区については適正な運用や指導に努めます。
- 西十三奉行団地地区については、ひたちなか地区に近傍する位置にあることから、その特性に応じた土地利用を促進するとともに、良好な景観形成を図るため、必要に応じて地区計画の指定拡大を検討します。

④ その他の施策

- 土地区画整理事業の施行された地区については、必要に応じ町名の変更を実施します。
- *住居表示制度が導入されている地区については、適正に制度の運用を行います。
- 土地区画整理事業、土地改良事業、大規模開発事業の施行地区などの確定測量等が済んだ区域を除き、*地籍調査の実施に努めます。
- 市域における土地利用、都市施設、市街地開発等の現況や動向を的確に把握し、まちづくりの基礎資料として活用するため、定期的に*都市計画基礎調査を実施します。

2) 都市施設

道路、公園、下水道、ごみ処理施設、市場、火葬場等の都市施設は、市民生活に直結する必要不可欠な施設であり、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を支え良好な都市環境を保持する役割を担う施設でもあります。

都市施設については、土地利用を踏まえ、合理的な市民生活や産業活動が図られるよう、必要な都市施設を機能的かつ計画的に配置していく必要があります。

住居表示
住所や会社の所在地などを表すのに地番ではなく、一定の基準に基づいて建物に「住居番号」を付けて、分かりやすく表示する制度。

地積調査
国土調査のひとつで、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること。

都市計画基礎調査
都市計画区域について、おおむね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用などに関する現況及び将来の見通しについての調査。

<施策の基本の方針>

- 必要な都市施設を機能的に配置して計画的に整備するため、都市施設については必要に応じて都市計画決定を行います。
- 都市計画道路、都市計画公園、下水道等の都市施設については、将来の市街化の動向や市街地の整備を見通し、計画的な整備に努めます。
- 都市計画道路については、「都市計画道路整備プログラム」を策定し、優先順位を明確にした上で計画的な整備に努めます。
- 勝田駅東口駅前広場については、市街地再開発事業により整備を推進します。また、佐和駅東口交通広場については、佐和駅東土地区画整理事業により整備に努めます。
- ごみ焼却場であるひたちなか・東海クリーンセンターについては、整備を推進します。
- 汚物処理場の勝田衛生センターについては、適切な維持管理を行うため、施設・設備の更新に努め、那珂湊衛生センターについては、施設の解体撤去を検討します。
- ひたちなか市地方卸売市場については、適切な維持管理に努めます。
- 常陸海浜広域斎場については、施設の維持管理に努め、適正な運営管理を行います。

3) 開発・建築の指導

市民の安全で快適な居住環境の形成を図り、都市環境を構築していくためには、適正な開発や建築等の指導が必要です。

そして、良好な居住環境や景観を保全し、創出するためには、建築物の用途、壁面後退、生垣の設置、緑化など、その地区や周辺の景観や環境に合った建築物等に関するきめ細かなルールを定めることが効果的です。

こうしたルールを定める方法には、地区計画、建築協定などがあり、これらのルールづくりや制度の運用については、市民の参加と協力が不可欠です。今後とも計画的に市街化を図る区域や民間事業者による開発行為が行われる地区においては、市民とともにルールづくりを行い、良好な居住環境を形成していく必要があります。

<施策の基本の方針>

- 安全で快適なまちづくりを進めるため、都市計画法、建築基準法及び宅地開発行為に関する指導要綱等に基づき、適正な開発を指導します。
- 建築基準法などに基づき、中間検査や完了検査などを行うことにより建築物の

安全の実効性を確保するとともに、*建築行政共用データベースシステムを活用し、*民間指定確認検査機関との連携により、適正な建築確認事務の推進を図ります。

● 良好的な居住環境の創出を図るため、地区計画、建築協定を活用し、壁面後退、生垣の設置、色彩の管理等の建築規制を行い、居住環境の保全及び向上に努めます。

● 「茨城県景観形成条例」の適正な運用や「ひたちなか市都市景観ガイドライン」の活用を図りながら、地区ごとにその地区の特性に応じた良好な景観形成に努めます。

● 屋外広告物については、「茨城県屋外広告物条例」及び「ひたちなか市茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則」に基づき指導を図るとともに、違反広告物については、除去指導に努めます。

建築行政共用データベースシステム
建築士及び建築士事務所等の登録情報並びに建築物のストック情報等を総合的に管理、提供できるデータベースシステム。

民間指定確認検査機関
国土交通大臣等の指定を受けた、建築確認及び中間検査等を行う民間の機関。

4) 広域的連携

都市化の進展や交通・情報網の発達等に伴い、市民の諸活動や企業の経済活動の領域は広域化しています。生活圏や経済圏の広がりに対応し、市民の生活や諸活動の利便性を高め、円滑な都市活動を確保するためには、広域的な視点に立ったまちづくりを行っていく必要があります。

そのためには、周辺市町村と連携して、まちづくりを推進していく必要があります。

<施策の基本の方針>

● 水戸勝田都市計画協議会に参画し、周辺市町村と連絡・連携を密にしながら、都市計画行政を推進します。

● ひたちなか・東海行政連絡協議会を通じ、広域的なまちづくり施策について、検討・調整を図ります。

● 広域的な連携が必要となる都市計画決定案件等については、隣接自治体等と十分に検討・調整を図ります。

● ひたちなか・東海クリーンセンターについては、東海村と連携のもと整備を推進し、広域的な施設として適正な維持管理に努めます。

● 常陸海浜広域斎場については、東海村との共同により、適正な維持管理及び運営に努めます。

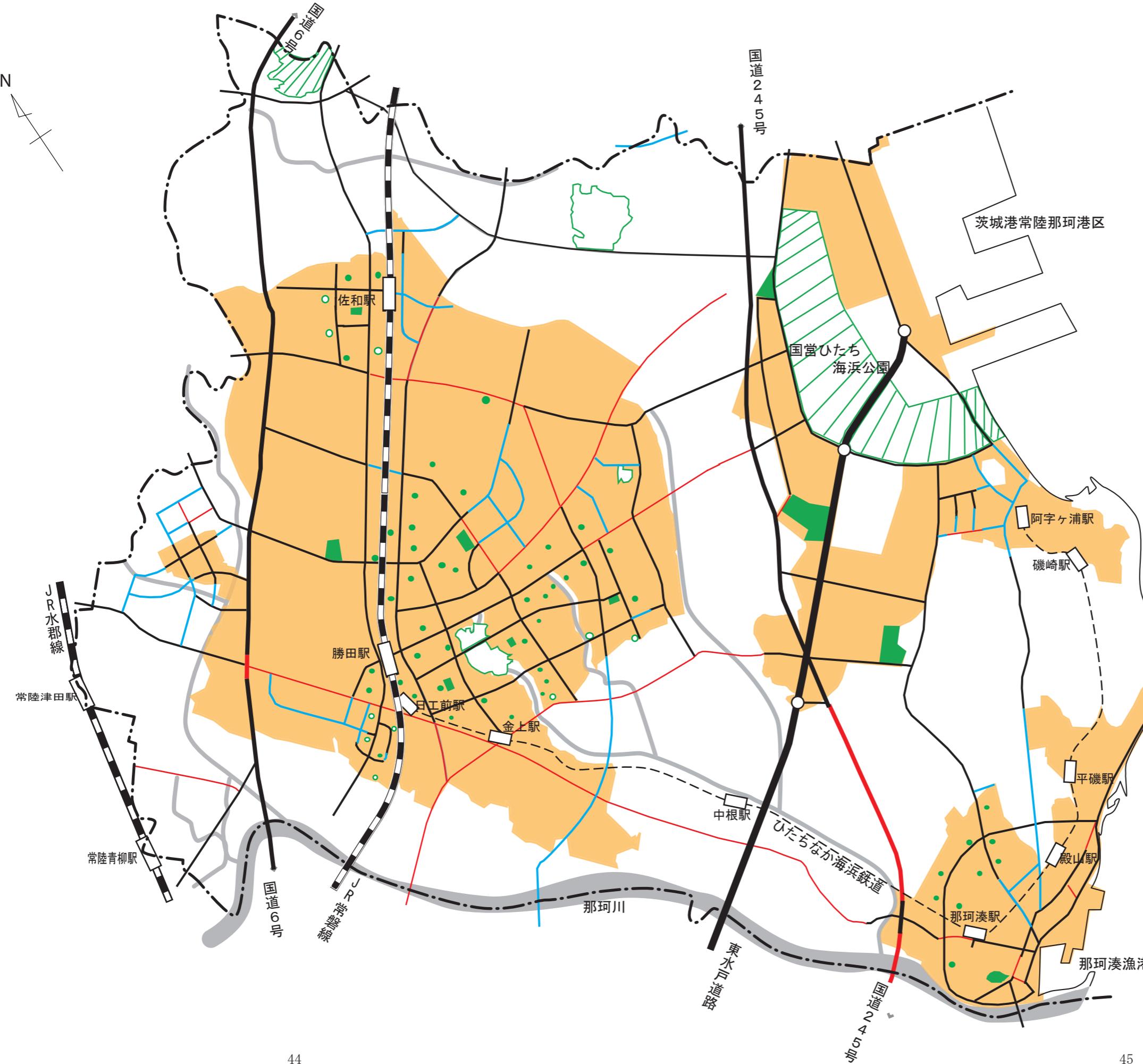
● 消防救急については、市村民の安全・安心を確保するため、東海村との広域化により消防救急体制の充実を図ります。

土地利用の方針図



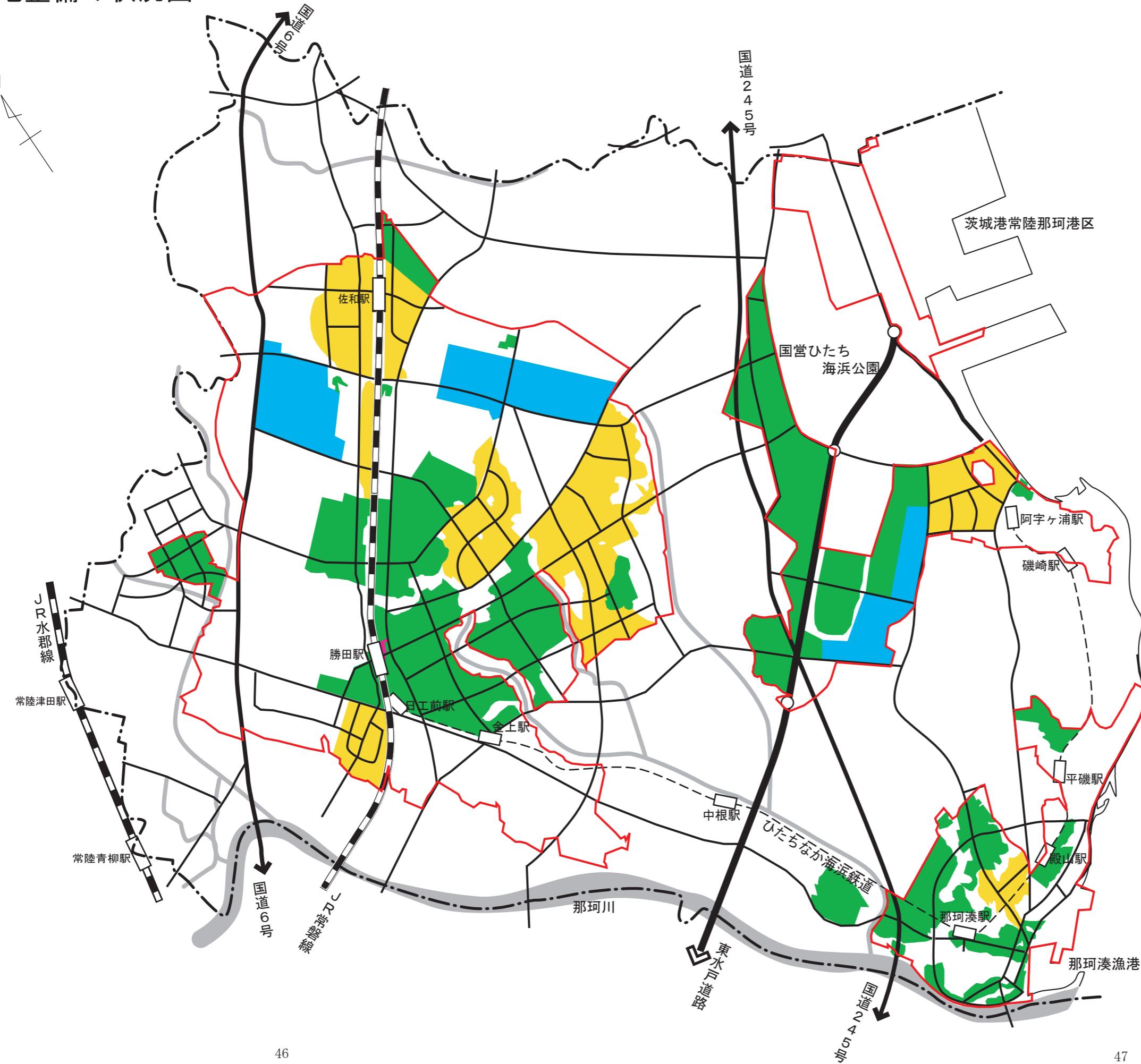
凡 例	
低層住宅地	
中高層住宅地	
複合市街地	
商業・業務地	
産業系複合市街地	
工業地	
公共公益施設地	
大規模な公園	
特定業務地	
土地利用検討ゾーン	
優良な農地	
緑 地	
市街化調整区域の主な住宅団地	
主要な道路	
鉄 道	
河 川	
市街化区域界	
行政区界	

都市施設（都市計画道路・公園）の整備状況図



凡 例	
—	道路・完成
—	道路・概成
—	道路・未整備
● ■	公園・完成
■ ■	公園・概成
○ □	公園・未整備
■ ■	市街化区域
——	河川
- - -	行政区域界

市街地整備の状況図



凡 例	
	土地区画整理事業・整備済
	土地区画整理事業・整備中
	市街地再開発事業・整備中
	工業団地造成事業・整備済
—	都市計画道路
—	河川
—	市街化区域界
—	行政区域界

